

令和 8 年度第 1 回 静岡県環境審議会企画部会会議録

日 時	令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 1 時 30 分から 2 時 30 分まで
場 所	県庁別館 7 階第 4 会議室 A B
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順） 井上隆夫、小野寺郷子、亀井暁子、五明玲子、齋藤寛、中川教子、 藤川格司、牧野正和（8 名） 事務局（県側出席者） 瀧環境政策課長、高塚環境ふれあい課長代理、寺澤自然保護課長、大 川鳥獣保護管理室長、本間富士山・南アルプス保全室長、緒方廃棄物 リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岡村盛土対策 課長、伊藤経済産業部政策管理局産業政策課長、栗田経済産業部産業 革新局エネルギー政策課長、深江経済産業部森林・林業局森林計画課 長、中村教育委員会教育政策課長
議 事	（1）審議事項 環境基本計画の改定について（骨子案）
配布資料	【資料 1】環境基本計画の改定について（骨子案）

1 議 事

（1）審議事項

環境基本計画の改定について（骨子案）

2 議事内容

（1）会議成立の確認

開会にあたり委員 9 名のうち 8 名の出席を確認。

環境審議会条例 6 条 2 項に基づき、会議成立。

（2）審議事項：環境基本計画の改定について（骨子案）

事務局より資料に基づき説明を行った。

(部会長) 環境基本計画の改定につきまして、審議をさせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(環境政策課長) お手元の資料 6 ページになります。あるいは画面スライドをご覧くださいいただければと思います。

本年 1 月 26 日の環境審議会におきまして、第 4 次静岡県環境基本計画の改定について、諮問をさせていただきました。審議会におきまして、この企画部会で詳細な検討を委ねられたことから今回はこの計画の骨子案、計画の骨格についてご審議をお願いしたいと存じます。

それでは次のページをご覧ください。まず初めに、計画の概要と改定の背景についてご説明をいたします。

現行の第 4 次計画は、静岡県環境基本条例第 9 条に基づき、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため 2022 年 3 月に策定をいたしました。計画期間は 2022 年から 2030 年までの 9 年間でございます。

策定時に環境を取り巻く状況の変化に迅速に対応するため、5 年程度をめどに見直しを行うとしております。今年度、5 年目にあたりますため、中間見直しを行い、さらなる計画の推進を図ってまいります。なお、今回は中間見直しでございますので、計画の全体の骨格はそのままといたしまして、細部を部分的に見直していくという想定でおります。

次のページをご覧ください。こちらから数ページにわたりまして、現在の計画の主な取組を記載してございます。

詳細な説明は割愛をさせていただきますけれども、主な柱といたしまして、①脱炭素社会の構築、②循環型社会の構築、③良好な生活環境の確保、④自然共生社会の構築、⑤環境と調和した社会の基盤づくり、この 5 本の柱に沿って、今現在、施策を進めているところでございます。

では続けて、次のページをご覧ください。ウェルビーイングの調査結果についてご説明をいたします。

本県では、政策の充実強化を図るため、令和 6 年度から県民の幸福実感の現状を調査しております。

まず、左側のリーダーチャートをご覧ください。こちらは、令和 6 年度と令和 7 年度の調査結果を比較したチャートでございます。こちらを見ますと、満足度の傾向は、ほ

ば同じ傾向となっておりまして、大きく変わってはおりません。また全ての分野で令和6年度を令和7年度が上回り、満足度が向上しているという結果となっております。

次に右側のレーダーチャートをご覧ください。こちらは本県と全国の比較でございます。こちらを見ますと、13自然景観、それから14自然の恵み、15環境共生の3分野につきましては、特に県民の満足度が高い結果となっております。今後も環境分野での満足度の向上を目指して、県としてしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

次のページをご覧ください。計画改定のスケジュールをご案内いたします。

本日の企画部会におきましては改訂版の第4次環境基本計画の骨子案について皆様にご審議をいただきます。本日頂戴したご意見を踏まえまして、事務局で計画の素案を作成し、11月の企画部会で計画素案をご審議いただきたいと存じます。

その後、パブリックコメントを経て、令和9年1月の本部会で答申案を取りまとめたと考えております。続けて2月の環境審議会全体会にて答申をいただきまして、3月末までに新計画を策定、公表する予定でございます。

次のページをご覧ください。計画の見直しの方向性についてでございます。

最初に深刻化する環境問題への対応でございます。近年の環境問題を巡る動きを挙げますと、国連が提唱している三つの環境危機、気候変動、生物多様性の損失、汚染が広く認識をされてまいりました。

脱炭素分野では、パリ協定の目標の達成が厳しい状況にあるという状況でございます。

次に循環型社会の分野では、国の第五次循環型社会形成推進基本計画が策定をされました。

次に、生活環境分野では、大幅なプラスチックごみの増加が報告されております。

また、自然共生の分野では、生物多様性の新しい概念としまして、ネイチャーポジティブという言葉が合言葉のように使われるようになりまして、その達成指標でございます30by30の普及や、熊被害の増などの課題がございます。

次の環境と調和した社会の基盤づくりにおきましては、プラネタリー・バウンダリーという概念が注目をされております。

このような、様々な変化が環境を巡って昨今起きているという状況でございます。

続けて次のページをご覧ください。国の第六次環境基本計画との整合についてでございます。

令和6年5月に閣議決定をされました同計画では、環境は人類存続の基盤であり、そ

の上に社会経済が成り立つと明確に示されております。従来、環境経済社会の統合的発展としておりましたけれども、より良い踏み込んだ関係性へと認識が転換されていると考えております。本県の基本計画におきましても、これを踏まえた内容としてまいりたいと考えております。

続きまして、次のページをご覧ください。現行の計画における成果と課題を踏まえた対応についてでございます。

各分野の具体的な政策を今行っているところでございますけれども、CAPDサイクルを適用しまして、現状の成果や課題を分析し、取り組みの見直しと拡充を図ってまいります。

続きまして次のページをご覧ください。静岡県総合計画との整合でございます。

本年2月に県の最上位の計画であります、総合計画を策定いたしました。目指す姿を「幸福度日本一の静岡県」とし、県民一人一人の幸福実感を重視するウェルビーイングの視点を取り入れました。こういった点も環境基本計画の方に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、次のページをご覧ください。参考としまして、静岡県総合計画における環境分野の政策をご紹介します。

上の方の表の行動計画の中に、「1 未来を作る力」とありまして、その一部に環境エネルギーという章が掲載されてございます。この中で、下にございます三つの柱「脱炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「豊かな自然環境の保全と継承」という三つの柱で政策を展開しております。

計画の見直しの方向性につきましての説明は、以上でございます。

続きまして次のページをご覧ください。ここからは、改訂版の第4次静岡県環境基本計画の骨子案をご説明いたします。

まず1の基本的事項といたしまして、計画の位置づけはこれまでと同様でございます。環境政策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、静岡県総合計画を環境面から補完する環境部門の大綱と位置づけております。計画期間は2027年度から2030年度までの4年間でございます。

続けて、環境を取り巻く状況の変化では、先に説明をいたしました三つの世界的な環境危機などを記載しております。骨子のその他の部分につきましては、次ページ以降で説明をいたします。

次のページをご覧ください。続けて目指すべき将来像についてでございます。

現行の計画にございます将来像「地球環境を守り、地域資源を活かし、ともに支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい、”ふじのくに”の実現」のうち、ふじのくにという表現を静岡県に変更しまして、県総合計画の目標「幸福度日本一の静岡県」と整合を図り、計画間の一貫性とメッセージの統一感を高めたいというふうに考えております。

次のページをご覧ください。改訂版の計画の特徴は主に2点でございます。

1点目は、環境、経済、社会の関係性について、これまで統合的に取り組み、調和をとりながら発展させるとしてございましたけれども、この三者の関係性を見直しまして、環境なくして、経済も社会もないという考え方に改めていきたいと考えております。

2点目は、政策立案の過程によるウェルビーイングの視点を取り入れまして、県民一人一人の幸福実感を重視し、県民目線に立った政策の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

続けて、次のページの取り組みの方向性をご覧ください。

現行の環境基本計画で掲げております二つの方向性のうち、上段の「恵み豊かな地球環境の保全と経済、社会の調和のとれた発展」を右側にございますとおり、「恵み豊かな地球環境を基盤とした、持続可能な経済社会活動の発展」に改めてまいりたいと考えております。なお、下段の地域循環共生圏の創造につきましては、現状から変更はございません。

次のページをご覧ください。こちらは施策体系の案でございます。大柱は現行の計画のままとしまして、中柱、小柱及び主な取組について、修正をしていきたいと考えております。なお、中柱以降の部分につきましては、次回の本部会で案をご提示させていただきたいと考えております。

続けて次のページをご覧ください。指標の案でございます。

現行の計画では、18の成果指標を設けておりますけれども、改訂版の計画では、県総合計画と整合をとりまして、10の成果指標にしたいと考えております。また活動指標につきましては、全面的な見直しを行いまして、こちらも次回の本部会でお示しをさせていただきたいと考えております。

次のページをご覧ください。成果指標の対比をご紹介します。

左側に現行計画の18の成果指標を、右側に改訂版の10の成果指標をお示ししております。改訂版の成果指標は、県総合計画と同じ内容となっております。

なお、今回、成果指標から外す項目につきましては、今後活動指標として設定をしていくかどうか検討をしてみたいです。

次のページをご覧ください。最後に改訂版に掲げる10の成果指標の内容を記載しております。各指標の説明は、こちらに記載のとおりでございます。また、現状値の欄には、現在把握をしております最新の数値を記載しております。中間目標値の欄には、県総合計画の最終年度でございます2028年度末の目標値を記載しております。一番右の目標値は、2030年度の最終目標をお示ししております。なお、一部の目標値につきましては現在精査中でございます。

以上で、改訂版第4次静岡県環境基本計画骨子案の説明を終わります。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(部会長) ありがとうございます。今、環境政策課長からお話がありましたとおり、静岡県環境基本計画の改定についてということで、見直しの方向性、それから基本計画の骨子案が丁寧にご紹介されました。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等を伺いたいと思います。オンラインの参加の方は、挙手ボタンを押していただければ、順番に指名しますのでよろしくお願いいたします。

(委員) ご丁寧なご説明ありがとうございます。

まず最初に、中間の改定なので、全体を見直すのではなく、細部を見直すということで、この細部を見直すとこうなりますよという最後の案が、こちらの中に入っているということでよろしいですか。例えば、総合計画の指標と揃えるというのは、割と大きな改革のような気もするんですけど、細部というふうに考えてよいということですか。どういうところまでを改定するのかが、不明瞭だったので確認したいです。

あと、現状を評価しているところが最初にあったかと思いますが、今世の中で一番心配なのは、武力紛争が各地で行われていることで、これはエネルギーや環境に関して、ものすごく綿密な関係のあることですし、県民の安心や安全にも関連性が強いと思うんですが、そういうことを現状分析の中では書かれていません。SDGsのウェルビーイングの考え方に基づいて変更するというのは、すごく納得する部分なんですけど、その辺のことは記載することはないですかというのが質問です。

(部会長) ありがとうございます。環境政策課長お願いします。

(環境政策課長) はい、ご質問ご意見ありがとうございます。

細部の考え方ということでございますけれども、おっしゃるとおり、成果指標というのは、必ずしも細かいという部分ではなく、非常に大きな重要な点であるかと思います。今回の中間見直しにあたっては、こういった成果指標でありますとか、考え方そのものも国の環境基本計画と併せて改定をしていくということを考えております。細部という言葉はちょっと不適切であったかと思います。

(委員) 2024年に国の基本計画が策定されているので、その部分が反映された上で、細部ということと捉えたんですけど、よろしいですか。

(環境政策課長) はい。

(委員) はい。分かりました。

(環境政策課長) もう1点、今、社会を取り巻く最大の関心事となっております、武力紛争でありますとか、それに伴う原油高とか、県民生活に対する影響というものも、もちろん重要な視点だと思っております。今回の説明の中ではその部分は触れておりませんでしたので、これから計画を作る上で、その点も分析の中に加えさせていただいて、記載していきたいと考えております。

(部会長) ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。Web参加者の方は挙手ボタンの方お願いします。

(委員) 非常に細かい点で恐縮なんですけど、スライドの16ページで、県全体の方針に基づき表現を見直すというところで、静岡県とするか、しずおかと平仮名とするかという案を出していただいておりますが、静岡を漢字と平仮名で使うときに、どういうふうに使っているか県の方針があれば教えていただきたいと思います。私が拝見した限りですと、例えば景観形成計画なんかですと、しずおかと平仮名にされておられるようですので、使い分けがあれば教えてください。

(部会長) それでは、今のご質問に対しまして、環境政策課長お願いできますか。

(環境政策課長) 今のご質問でございますけれども、総合計画の方で静岡県という言葉を使っております、総合計画の目標でございます「幸福度日本一の静岡県」というところでも、やはり静岡県という文言を使っておりますので、基本的には静岡県というものに統一していきたいというのが、事務方の考え方ではございます。

ただし、計画は、各分野におきまして、同じように様々な有識者の皆様でありますとか、県民の皆様からご意見をいただきながら、そのご意見を踏まえて作っておりますので、ここは皆様方のご意見を頂戴しながら考えていきたいと思っております。

従いまして、どういったときに漢字で、どういったときに平仮名かという明確なルールが県の中で設けられているというものではございません。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) 県としては非常に柔軟に対応していただいているというふうに理解いたしましたが、よろしいでしょうか。

(委員) 結構です。

(部会長) ありがとうございます。それでは他にご意見はありますでしょうか。

(委員) いくつかあるのですが、まず、ふじのくにという使い方につきまして、例えばスライドの7枚目で、ふじのくにという言葉が2度使われてますけど、これも変更することになるのでしょうか。

(部会長) お願いします。

(環境政策課長) ご質問ありがとうございます。こちらにつきましても、ふじのくにという文字を変更する形で、今動いております。具体的には、下の方でございますふじのくに環境ラボにつきましては、既にしずおかという文字に置き換えを行っております。上の方の、ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」につきましては、今年度は既に活動をスタートしておりますけれども、来年度以降は静岡県という形に修正する予定でございます。

(委員) ここまで全部ふじのくにと使われたものは変えていくということですね。

(環境政策課長) はい。県のスタンスとしては、ふじのくにという文字を静岡県というものに置き換えるような形で、全庁的に今動いております。

(委員) 前後して申し訳ないですが、2枚目のスライドの一番下にも、ふじのくにと使われてますけどこれも変わるということですか。

(部会長) 自然保護課長お願いします。

(自然保護課長) 自然保護課で所管する「ふじのくに生物多様性地域戦略」につきましては、令和9年度までの戦略になります。今年度から改定作業に着手しますが、次期戦略策定にあたっては、ふじのくにというのは改めるつもりですが、現戦略に関しては、期間内ですのでこのままとする予定です。

(委員) なぜ変えるのかという理由がないと、県民の方は納得しないんじゃないかなと思いますけども、その辺の理由というはあるのでしょうか。

(部会長) 今の理由というのは、ふじのくにを、静岡県、あるいは、しずおかに変える

理由ということによろしいでしょうか。

(委員) はい、そうです。

(部会長) それでは、この質問に対しまして環境政策課長。

(環境政策課長) ご質問ありがとうございます。ふじのくにを使用せずに、静岡県、あるいは、しずおかという文字に変えていくということにつきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、県の総合計画で静岡県という文字を使っております、それに統一をしていくという意味がございます。

もう一つ付け加えますと、県議会の方から、ふじのくにという文字ですと、どこまでをふじのくにと指しているのか、静岡県なのか山梨県までかとか、ちょっと区域が明確でないというようなご指摘、ご批判をいただいておりますことも踏まえて、県としてはふじのくにという文字を使わずに、静岡県といったものに変えていこうということで、全庁的に取り組みを進めております。

(委員) 5年目の中間の見直しということで、そのようなことも含めて、ホームページ等に記載されるということになるんですね。

変えるということはやはり県民にもちゃんと知らせなければいけないと思います。その理由等も表記されるか、ただ、変わりますっていう説明で終わってしまうのか。こういう理由で変えるというのは、やはり県民としても非常に大事なところではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(部会長) 理由の明示ということにつきましても、瀧課長の説明の中でも、整理させていただくということで回答があったかと思いますので、そのようにご理解をいただいております。

(委員) もう1点すみません。スライドの8枚目ですけれども、前年に比べてウェルビーイングの13、14、15の満足度が向上したという話がございますけれども、これは左側の赤いラインと青いラインを見ますと、かなりの数で青いラインの方が上にいってるかと思います。13、14、15が上昇したというふうに書かれてますけれども、他のものもあるのではないかと思います。

もう一方で、全国との比較の中で、13、14、15について向上されたというふうに取り上げられてますけれども、その一方で、全国よりも低いというところも多数ありますけれども、そちらの改善というところは、あまり検討されないのでしょうか。

(部会長) ありがとうございます。今の質問に関しまして、環境政策課長お願いします。

(環境政策課長) はい、ご質問ありがとうございます。私の方から、今回環境分野の三つの部分を取り上げさせていただきましたのは、環境基本計画に関する指標ということで、環境分野だけをご説明させていただいたところでございます。

ご質問にありましたとおり、全国平均を下回っている部分というのも確かに結果としてございまして、こちらにつきましては、昨年度から県の方で政策を立案する際に、その弱い部分を向上させていこうということを注力して、予算の事業編成などを行っております。

(部会長) ありがとうございます。今の回答でよろしいでしょうか

(委員) はい。もう1点よろしいでしょうか。スライドの13枚目なんですけども、ここに計画の七つの施策体系の一つにということで書かれてるんですが、七つというのは、どこのことを指してるのかちょっとわからなかったものですから、教えていただけますでしょうか。

(部会長) 環境政策課長お願いします。

(環境政策課長) 今、ご指摘をいただきましたページの次のページに、静岡県の総合計画の概要がございます。表の中段と申しますか、行動計画と、政策体系と行政経営という箇所をご覧くださいますと、ⅠⅡⅢという項目がございますで、その中に政策がⅠ－1、Ⅰ－2、Ⅰ－3、Ⅱ－1、Ⅱ－2、Ⅱ－3、Ⅲ－1ということで、七つ政策を書かせていただいております。

(委員) 計画というところは、行動計画ということですね。

(環境政策課長) おっしゃるとおりです。

(委員) はい分かりました。ありがとうございます。以上です。

(部会長) ありがとうございます。

(委員) 22ページのスライドの上から七つ目の、30by30のところですが、これ面積になっていますが、面積比で出す方がいいのではないかと思いますのですが。

ただし、静岡県の面積でこの目標値を割ると、30%をもう超えてるので、精査中ということですが、これをどうするのかなというのをお聞きしたかったです。

(部会長) ありがとうございます。今の質問に関しましては、担当はどちらに

なるのでしょうか。

(自然保護課長) この指標に関しては、説明を見ていただくと、保護地域とOECMとして登録された地域ということで、陸域になります。

委員のご質問は、この面積が既に本県の面積の3割超えてるのではないかという話ですが、もう一度この説明を見ていただいて、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の面積重複分を含むとあります。例えば、本県でいいますと、富士箱根伊豆国立公園などはすごい面積が大きいですが、その中に鳥獣保護区もあります。重複してる部分があるものですから、現状としては3割はいいません。

特に、この保護地域である自然公園等はなかなか今後増えるということが難しく、生物多様性保全に資する地域、OECMということで、この自然共生サイトの登録などで増やしていくというところで、目標を定めております。

それに向けて施策を進めていきたいという意味合いでございましたので、誤解を招くところもあるかと思えますし、重複分を除けばいいのではというご意見もあろうかと思いますが、なかなか難しく、現状は重複しているというところ、あと日本全国で30%ということですから、静岡県が30%を超えても、より多く増やしていけばという思いで取り組んでまいります。

(部会長) はい、ありがとうございます。

(委員) 循環型社会のところで、3Rの推進とございますが、他方で6R運動もプラスチックの方で推進していますけれども、個人的には、以前から分かりにくく混乱を招くのではないかと感じております。例えば、6Rの方にはレジ袋を断るみたいなことが入ってたかと思うんですけれども、こちらは、統一とかの検討はされないのでしょうか。

(部会長) はい、ありがとうございます。廃棄物リサイクル課長から。

(廃棄物リサイクル課長) 6Rに関しましては、海洋プラスチックに焦点を当てているというところではあるんですけれども、ただ、おっしゃるように、6Rの中に3Rが入っている概念ではありますが、確かに分かりにくいというところがあります。

廃棄物リサイクル部会の方で、循環型社会形成計画を今年度改定中でありますので、その辺を県民に対して分かりやすく、伝えるにはどうすればいいのか、委員のご意見を参考に考えていきたいと思えます。

(委員) 承知しました。これはリクエストなんですけれども、インターネットで、「静岡県 6 R 県民運動」と検索すると、スマホだと一番上に公式の静岡県のサイトが出てくるのですが、このリデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバーと表示はされるんですけれども、その内容が書かれていないんですね。

長年関わっている所以我は分かりますけれども、これを推進するのであれば、言葉だけ並べるのではなく、簡単な説明等を加えることをされた方がいいと思っています。よろしくお願いします。

(部会長) 廃棄物リサイクル課長お願いします。

(廃棄物リサイクル課長) 今、私もホームページ見ておりますが、確かに言葉しかありません。ポスターやパンフレット等であると、イラストであるとか説明とともに表記してあるんですけれども、こちらのホームページについては改善を図りたいと思います。ありがとうございます。

(部会長) 他に何かございますでしょうか。

(委員) 今、レアメタルは特定の国から輸入されていて、こういう関係になってしまうとなかなか入ってこないとか、ナフサの問題とかいろいろ出ている中で、サーキュラーエコノミーはより重要になってくるかなと思っています。このあたり、新しい改定の方で、今の段階で何か大きな政策の考えがあるかどうかという点を聞きしたいです。

あと、人材育成につきまして、外部の人材の育成と記載がありますが、中小企業さんに行くと元々人材不足というところがあって、なかなか人を育てることが難しい状況になるのかなとは思っています。今、環境問題がこういう状況なってくると、企業は後回しになるところが正直ありまして、脱炭素の雰囲気もだんだん減ってきている感じがいたします。

ただ、実際に、こういった脱炭素とかサーキュラーエコノミーをうまく使ってもらえれば、経営資源の方に繋がっていくことだと思いますので、企業における若手というか、そういう人材育成も何か案があれば、是非検討していただければと思います。

(部会長) 今、2点の質問がありました。廃棄物リサイクル課長、お願いします。

(廃棄物リサイクル課長) 委員から質問がありましたサーキュラーエコノミー、循環経済に関しまして、今年度改定中の循環型社会形成計画の中で、国の第五次の計画を受けまして、より軸足というかウエイトを循環経済に振り分けるような意識で今計画改定を進めているところではあります。

ただ、計画の中身に関しましては、くらし環境部だけではなかなかいいものがないものですから、庁内の関係課、関係部局の方にも働きかけをしながら、委員がおっしゃるように、循環経済、サーキュラーエコノミーとしてよりよく回っていくような、内容に作り上げられるように、現在取り組んでいるところであります。

(部会長) ありがとうございます。くらし環境部だけでなく、様々な部局のご協力、横断的な協力が必要ではないかということでございました。

他に何か御意見ございますでしょうか。

(委員) 細かい点で申し訳ないですが、資料16ページ、スライドは22ページなんですが、ここの3番目の再生可能エネルギーの導入量というところで、現状値、目標値、いずれもキロリットルという単位になっています。

再生可能エネルギーを導入することによって、これは原油と言いますか、ガソリンや灯油が減るのでキロリットルになってるんだと思うんですけども、再生可能エネルギーとして何をどれぐらい導入したら、どのぐらいキロリットルに相当するかが分からないと、実際に県民は何をどうしていいのか分からないかなと思います。

同じように、この上の二つで、目標値が書いてあるんですけども、何をするとどのぐらいの節約になるのかということで、県民一人一人がどういう意識を持ってやれば、この目標が達成するのとなかなかこう見えてこないの、具体的な事例みたいなのがあれば教えていただけるとありがたいです。

(部会長) ありがとうございます。今の質問に関しましては、どちらの課になるのでしょうか。

(エネルギー政策課長) エネルギー政策課です。

(部会長) エネルギー政策課長お願いします。

(エネルギー政策課長) 再生可能エネルギーの導入量につきましては、太陽光発電や風力発電、水力発電、バイオマス発電、温泉熱発電、太陽熱利用、バイオ

マスエネルギー利用の原油換算の合計値となっておりますが、それぞれの個別の数字につきましては、具体的に示しておりませんので、また次回にお示しさせていただければと思います。

(委員) この目標を達成するために県民は何をしたらいいのかっていうことが見えないと、なかなか目標達成できないかと思うんですけども、再生可能エネルギーを導入するのは各個人ではなかなかできないと思います。

太陽光パネルはあるかもしれませんが、他は個人というよりは、行政がどういうふうに取り組んでいくかってことになると思いますので、その辺も含めてお願いしたいと思います。

(部会長) ありがとうございます。行政の取組というのは、次回お示しいただけるという理解でよろしいですか。

(エネルギー政策課長) はい。

(部会長) その中で、県民の行動について何か落とし込めればいいということですね。ありがとうございます。

(委員) 同じことが上の二つもありまして、目標としては何%削減というのがあるんですけども、やはり具体的に何をどうするとどのぐらい減るのかってのは分からないと、その目標にはいかないと思いますので、ぜひその辺の指標になるところもお示しいただければと思います。

(部会長) これに関しましては、環境政策課長の方から少し補足をお願いいたします。

(環境政策課長) ご意見ありがとうございます。県民の方、それから事業者の方に対して、どういう行動をとったらどれぐらい減るかということをお示しするというので、例えば県民向けでありますと、クルポアプリというものを使って、具体的な脱炭素アクションというものをお願いしております。

そのアクションを一つ行ったら、どれぐらいCO₂が減るかというのも、裏で計算式は作って計算をしておりますが、細かい1個のアクションで、どれぐらい減るかいうところまで、必ずしも県民の方にお伝えしきれていない部分がございますので、そういった広報の部分も含めて、やり方を検討していきたいと思います。

(委員) そのアプリは、例えば県民の何割ぐらいが持っているのかは、把握さ

れてるでしょうか。

(環境政策課長) クルポアプリにつきましては、今4万3千ダウンロードぐらいで、ご利用いただいているところです。

(委員) 何%くらいになるんでしょうね。私自身が知らなかったものですから、申し訳ございません。そういう意味でも、もう少し県民にそういったことがあるよということを知らせる広報といいますか、そこもぜひ充実させていただければと思います。

(環境政策課長) はい。ありがとうございます。

(部会長) そうですね。県民の方に知らしめる、ご理解いただくのは大変重要な視点であると思います。他に何かございますでしょうか。

(委員) 一つは質問で、もう一つは意見になるのかもしれませんが。

一つ目の質問は、10ページのスライド18の取組の方向性案で「恵み豊かな地球環境保全と経済、社会の調和のとれた発展」が、「恵み豊かな地球環境を基盤とした持続可能な経済社会活動の発展」となったら、経済社会の発展のみのように私にはとれてしまいます。

今までは社会、コミュニティとか、市民生活とかが反映されるような気がするんですけど、社会経済って一言にしましても、それらが全部含まれているという概念で作られたんでしょうか。それとも、それで皆が分かるということですかというのが、質問です。

もう一つはプラスチックごみのことなんですが、今ちょうどナフサの問題とかいろいろあって、あと静岡県は海岸線が長いこともあって、プラスチックに特化してスタートされているっていうのがあるんですけど、市町によってプラスチックの回収って全然違いますよね。

私は静岡市在住ですが、回収してくれない。例えば、普通のペットボトルの蓋は、結構いいプラスチックで、リサイクルするといいいと、昔よく集めたことあると思うんですけど、今、例えば普通のペットボトルはいいけれども、お醤油とか他のやつに付いたちょっと広めの口は駄目とか、それはごみにしてくださいとかっていうように、本来回収できるプラスチックの集め方が、全然違うと思います。市町によっても、回収する業者さんによっても違うので、プラスチックのサーキュラーエコノミーというか、プラスチックをきちんとリサイク

ルしてもらおうとか、そういう仕組みみたいなものを県が市町に示すことが、県の計画の中では必要なこと、タイミングとして大事ではないのかというような気がします。

特に海洋プラスチックに関していうと、漁網とかも、ナフサ由来のものを集めている新しいベンチャー企業や、率先してやってるところもあります。そういうようなところに視点を持っていてもらう。いい漁場もたくさんあって、海岸線がたくさんある県としての取組として、プラスチックに視点を置くなから、そういうようなことをもう少し表現していただいてもいいんじゃないかなというのを感じました。

静岡県の特徴を生かして、今の現状を鑑みた中で、何が県でできて、環境政策にこうアピールできるのかっていうのを言葉で表現するっていうのが、基本計画かなと思うので。これは意見です。

(部会長) ありがとうございます。1点の質問と1点のご意見ということで、まずこのスライドの18番に関することで、環境政策課長お願いします。

(環境政策課長) こちらの経済社会活動という文言につきましては、下の方に国の第六次環境基本計画における記述が記載してございますけれども、国の方の計画に書かれている経済社会活動という言葉をもそのまま引っ張ってきたものでございます。

委員のおっしゃるとおり、ちょっと経済に寄っているような表現と捉えられかねない部分もあろうかと思いますので、いい表現をまた事務局の方で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(部会長) 今回の改定といいますか、中間見直し、県の総合計画ができた。それから国の方でも、環境基本計画が六次として揃ってきた。こういった中で、文言や方向性を揃えるという意味での中間の見直しも含まれておりますので、多分その中での文言の活用があるかと思います。

今、環境政策課長からご回答がありましたとおり、少し事務局の方でも検討いただくということですので、また次回その結果をお伺いできればと思います。

他に何かございますでしょうか。

(委員) 7ページの使用済おむつの再資源化ということがありますが、これはどのぐらい進んでるんでしょうか。他の県では何かやってるところがあるんですけど、静岡県はあんまり聞いたことはないような気がするのですが、何か進んでいるのでしょうか。

(部会長) 今のご質問は、サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくりの中の一つのワードとして、使用済みオムツの再資源化ということで、ご質問いただいたと思いますが、これに関しては、廃棄物リサイクル課長お願いします。

(廃棄物リサイクル課長) 使用済み紙オムツのリサイクルに関しましては、ここ数年一部の市町ではありますけれども、うまくリサイクルが回って、その再生によってできたものをいかにうまく使っていくかというところの実証実験をやっているところであります。

実証実験の段階は昨年度までで終了いたしまして、今年度に関しましてはその実証実験の結果が、事業者さんにとって、あまり言い方が良くないかもしれませんが、事業としてうまく回せるものなのかというところが、やはり参入する事業者さんが注目をするところであります。その回収のルートであるとか、そういったところは我々県としてお示しをしながら、実際リサイクルで再生されたものを、市場で回していくか、そういったところを静岡県独自のスタイルができないかというところを今年度探っていきたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。もう一つ、先ほど漁網なんかもリサイクルしたりとか、何かアップサイクルっていうか、会社と会社を紹介するという事業をやっていると聞きましたが、何か進みますか。

(部会長) 今の事業紹介に関しましては、どなたかお答えできれば。それでは環境政策課長お願いします。

(環境政策課長) 環境ビジネスの振興ということで、環境政策課の方でそういった資源循環でありますとか、今まで廃棄されていたものを何かに利用できないかとか、そういった新しい取組を行ってくださる企業様を発掘して、育成するという事業をしております。

今まで、ビジネスアワードという賞を贈呈してるんですけども、そういったアワードを受賞されてきた企業様の中で、大企業と連携してさらにビジネスを拡大できないかということで、今年度から大企業とマッチングをするような事業を始めているところでございます。

(部会長) ありがとうございます。改めまして、Web参加者の方、何かご質問がありましたら挙手をお願いします。会場の方も、挙手をお願いできればと思います。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これで環境基本計画の改定につ

いての審議を終了したいと思います。本日のご意見を参考に、計画の改定作業を進めて
いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。